

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業価値の持続的向上を図るために、経営の意思決定を迅速にし、企業としての機動力、透明性を高めることが必要不可欠であると認識しております。

この基本的認識に基づき、意思決定を瞬時に浸透させるためのフラットな組織作りと経営監督機能の強化に努めると同時に、コンプライアンス体制の構築及びディスクロージャーの充実に積極的に取組む所存であります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るために、意志決定過程の合理性の確保と、ステークホルダーを適切につなぐ体制の構築が必要不可欠であると認識しており、JASDAQ上場企業としてコーポレートガバナンス・コードの基本原則を遵守いたします。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
ユニー・ファミリーマートホールディングス株式会社	5,230,122	53.10
カネ美食品共栄会	369,470	3.75
三輪 幸太郎	309,704	3.14
三輪 亮治	230,911	2.34
株式会社昭和	228,604	2.32
株式会社トーカン	208,494	2.11
テーブルマーク株式会社	207,636	2.10
カネ美食品社員持株会	130,284	1.32
株式会社三菱UFJ銀行	125,400	1.27
東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社	100,000	1.01

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無更新

なし

補足説明更新

1.上記「大株主の状況」は、2019年2月28日現在の状況を記載しております。

2.ユニー・ファミリーマートホールディングス株式会社は、2019年4月12日付で同社が保有する当社株式の一部を株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングスに譲渡したことにより、親会社に該当しないこととなり、その他の関係会社に該当することとなります。

3.当社は、自己株式を151,333株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。なお、当該自己株式数には、「株式給付信託(BBT)」制度により、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が保有する当社株式7,267株は含めておりません。

4.株式会社トーカンは、2019年4月1日付で株式移転により、完全親会社であるセントラルフォレストグループ株式会社を設立しており、株式会社トーカンが所有していた当社株式は、同日付でセントラルフォレストグループ株式会社が承継しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 JASDAQ

決算期

2月

業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	
池田 桂子	弁護士												

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d,e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
池田 桂子			弁護士としての専門知識と数多くの経験を有しており、独立性と専門性を備えた幅広い見識を当社の経営に反映していただけると判断し、当社から就任を依頼しております。 また、池田桂子氏と当社の関係から、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、また経営の監視において経営陣からの独立性が十分に確保できると判断したため、同氏を独立役員に指定いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数 更新	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査部門の連携状況につきましては、内部監査室長から監査役への内部監査の報告を含め、監査役が必要に応じて内部監査に立会い、被監査部門へのヒアリングを実施するなど、連携して監査の実効性の強化に努めております。また、内部統制に関する情報及び意見等の交換を適時行っており、内部統制の情報の共有化を図っております。

また会計監査人と監査役及び内部監査室は、会計監査、内部統制監査の監査方針や期中に発生した問題点についての情報交換の場を適時設けており、監査の効率性及び実効性の向上を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l
鈴木 郁雄	他の会社の出身者												
浜屋 義幸	他の会社の出身者												

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f, g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鈴木 郁雄		鈴木郁雄氏は2002年5月から2007年2月まで、親会社の事業会社でありましたユニー株式会社の取締役会長でした。	豊富な経営経験と専門的な知識を有しており、企業経営に関するコンプライアンスの見地からの業務監査が実施されることを期待し、当社から就任を依頼しております。 なお鈴木郁雄氏は、親会社の事業会社でありましたユニー株式会社の出身であります、当社とユニー株式会社との取引は、定型的な企業間取引であり、同氏個人が直接利害関係を有するものではありません。

浜屋 義幸		豊富な経営経験と専門的な知識を有しており、企業経営に関するコンプライアンスの見地から、業務監査が実施されることを期待し、当社から就任を依頼しております。また、浜屋義幸氏と当社との関係から、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、また経営の監視において経営陣からの独立性が十分に確保できると判断したため、同氏を独立役員に指定致しました。
-------	--	---

【独立役員関係】

独立役員の人数	2名
---------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
---------------------------	--------------

該当項目に関する補足説明

当社の取締役を対象に、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献することを目的として、新たな株式報酬制度「株式給付信託（BBT）」を導入することを、2016年6月23日に開催された定時株主総会において決議いたしました。

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として、当社株式が信託を通じて取得され、当社の対象となる取締役に対して、当社が定める役員株式給付規程に従い、当社株式が信託を通じて給付される業績連動型の株式報酬制度です。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明	更新
--------------	----

- ・取締役に支払った報酬等の総額（社外取締役を除く。） 83,449千円
報酬等の種類別の総額 基本報酬 80,819千円 賞与 2,630千円
対象となる役員の員数 9人
- ・監査役に支払った報酬等の総額（社外監査役を除く。） 13,560千円
報酬等の種類別の総額 基本報酬 12,430千円 賞与 1,130千円
対象となる役員の員数 1人
- ・社外役員に支払った報酬等の総額 12,091千円
報酬等の種類別の総額 基本報酬 11,321千円 賞与 770千円
対象となる役員の員数 4人

（注）2006年6月22日開催の第36回定時株主総会において、役員退職慰労金制度を廃止するとともに、役員退任時に役員退職慰労金制度廃止日までの在任期間に応じた役員退職慰労金を支給すること、並びにその具体的な金額、方法等は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にそれぞれ一任して決議いたしております。それに基づき、2018年6月21日開催の第48回定時株主総会終結の時をもって任期満了となり、退任した取締役1名に対して211,200千円の役員退職慰労金の支払をいたしておりますが、上記の金額には含まれておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員報酬については、経営状況、職務内容及び社員給与とのバランス等を考慮して決定するものとしており、社員の基準内賃金の最高額を基準とした金額を基に、役位別に定めています。

また、賞与については、事業年度毎の業績及び目標達成度を勘案して決定するものとしてあります。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役へのサポート体制については、必要に応じて業務補助のためのスタッフを置くこととし、その人事は取締役と監査役が協議して行うものとしてあります。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等 [更新](#)

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
三輪 幸太郎	相談役	役員・従業員への助言	常勤・報酬有	2019/05/23	1年

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 [更新](#)

1名

その他の事項 [更新](#)

三輪氏は、経営に関する豊富な経験と高い見識に基づき、当社役員や従業員からの相談に応じ、有益な助言を行ってまいりますが、経営上の意思決定に関する権限は一切有しておりません。

なお、当社において、相談役の委嘱は取締役会決議事項となっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) [更新](#)

(1) 業務執行の状況

当社は、監査役制度を採用しており、監査役会は監査役4名(うち社外監査役2名)で構成されており、法令の定める監査役の員数を欠くことに備え補欠監査役を1名選任しております。取締役会は、当社取締役8名と社外取締役1名並びに当社常勤監査役1名、非常勤監査役1名及び社外監査役2名で構成されております。

業務執行及び経営の監視については、毎月の定例及び臨時取締役会において、経営に関する重要事項の決定並びに業務執行状況の監視を行っております。

また、各部門の責任者と取締役、監査役、内部監査室長が出席する部門長会議を毎月1回定期的に開催し、各部門の計画に対する進捗状況等、状況の把握を適宜行っております。

(2) 内部監査及び監査役監査の状況

内部監査実施のため、内部監査室を設け、内部監査室長の指示のもと、各部門の業務監査を実施し、監査結果の報告を社長及び監査役に行っています。内部監査室の人員は3名ですが、必要のある場合は、内部監査室長の上申により、社長が内部監査室以外の者を任命して内部監査に協力させができるものとしております。

監査役監査については、監査役が取締役会に出席するほか、その他重要な会議に出席し、取締役の業務執行状況の監視を行っております。

また、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人に説明を求めております。

内部監査室と監査役の連携状況については、内部監査室長から監査役への内部監査の報告等を含め、監査役が必要に応じて内部監査に立ち会い、被監査部門へのヒアリングを実施するなど、連携して監査の実効性の強化に努めています。また、内部統制に関しての情報及び意見等の交換を適時行っており、内部統制上の情報の共有化を図っております。

(3) 会計監査の状況

有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、監査契約に基づく会計監査を受けております。会計監査人と監査役及び内部監査室は、会計監査、内部統制監査の監査方針や期中に発生した問題点についての情報交換の場を適時設けており、監査の効率性及び実効性の向上を図っております。

会計監査業務を執行した公認会計士及び会計監査業務に係る補助者の構成については、以下のとおりであります。

・会計監査業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 藤井淳一

指定有限責任社員 業務執行社員 渋井明紀子

なお、継続監査年数が7年以内のため監査年数の記載は省略しております。

・会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 11名、会計士試験合格者 3名、その他 11名

(4) 社外取締役及び社外監査役

当社の社外取締役は1名、社外監査役は2名であります。

社外取締役池田桂子氏は、弁護士としての専門知識と数多くの経験を有しており、独立性と専門性を備えた幅広い見識が経営に反映されることを期待し、当社から就任を依頼しております。なお、池田氏個人と当社との間には利害関係はありません。

社外監査役鈴木郁雄、浜屋義幸両氏は、豊富な経営経験と専門的な知識を有しており、企業経営に関するコンプライアンスの見地からの業務監査が実施されることを期待し、当社から就任を依頼しております。

鈴木郁雄氏は、親会社の事業会社でありますユニー株式会社の出身でありますが、当社とユニー株式会社との取引は定型的な企業間取引であり、同氏個人が直接利害関係を有するものではありません。

また、浜屋義幸氏は、当社経営陣から独立した客観的、中立的な立場で取締役会における意思決定の適正性・妥当性を確保するために有効な助言・指摘等を行っており、同氏個人と当社の間には利害関係はありません。

(5) 社外役員の独立性に関する基準

社外取締役又は監査役を選任するための当社からの独立性に関する基準は、以下のいずれにも該当しない場合としております。

イ. 当社及び当社の関連会社(以下、当社グループという。)の業務執行者(取締役、執行役員、使用人等の業務を執行する者)、または、過去10年間において当社グループの業務執行者であった者

ロ. 当社グループの売上高5%以上を占める主要な取引先又はその業務執行者

ハ. 当社グループの総議決権の10%以上を直接又は間接的に保有している者又はその業務執行者

二. 当社グループが総議決権の10%以上を直接又は間接的に保有している者の業務執行者

ホ. 当社グループから役員報酬以外に年間5百万円以上の報酬を受領している弁護士、公認会計士、コンサルタント等の専門的な役務の提供者

ヘ. 過去3年間において、上記ロからホまでに該当していた者

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

[\[更新\]](#)

当社は、経営環境の変化に対し、迅速な対応ができるよう事業部制を採っており、いわゆる現場主義によって企業価値の向上を図っております。

そのため、各事業に関する知見を備えた業務執行取締役が業務を執行するとともに監査役が職務執行状況の監査を行う監査役制度を採用することが、当社の現状においては、経営の質を高めることにより繋がると判断しており、現状の体制で経営に対する牽制機能も十分に有しているものと認識しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会へ幅広い株主に参加していただくため、集中日を回避しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	代表者の視点による業績評価、経営戦略等について、アナリスト・機関投資家へ向けて代表者自ら報告する決算説明会を年2回開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	重要な会社情報の他、決算短信、プレスリリースを掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務部を主管部署としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	お客様、取引先、株主、従業員等を含む幅広い社会との健全で良好な関係維持に努めることを目的とし、企業行動憲章を定めております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の内部統制システムの基本方針は、以下のとおりであります。

この基本方針に基づき、内部統制の整備・構築を図り、コーポレート・ガバナンスの推進に努めてまいります。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1)取締役、使用人の企業倫理意識の向上、コンプライアンスのため「企業行動憲章」を定め、研修を実施、実行化する。
- (2)コンプライアンスの観点から取締役および使用人を対象とした「内部通報制度」を設置し、これに反する行為等を早期に発見し、是正に努める。
- (3)コンプライアンスの徹底を図るため、総務部において継続的に研修等を実施し、指導を行う。
- (4)重要な法務問題およびコンプライアンスに関する事項については、顧問弁護士等の専門家と適宜協議し、指導を受けることとする。
- (5)反社会的勢力による不当要求に対し、毅然とした態度で対応し、反社会的勢力とは取引関係その他一切の関係を持たない。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

法律で作成・保管を義務づけられている文書、会社の重要な意思決定、重要な業務執行に関する文書等について、法令・社内規程に基づくそれぞれの保存年限に従って保存・管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理等に関し、個々のリスク(経営戦略面、業務運営面、環境面、安全・衛生面、災害面等のリスク)の責任部署において規則・ガイドライン等を制定し、研修を実施する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1)定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行う。
- (2)取締役会の機能をより強化し、経営効率を強化するため、社長以下役付取締役等のメンバーが出席する連絡会を適時開催する。

5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人の独立性ならびに実効性に関する事項

- (1)必要に応じて監査役の業務補助のための監査役スタッフを置くこととし、その人事については、取締役と監査役が協議して行う。
- (2)監査役の要請に基づいて監査役スタッフを配置する場合、監査役スタッフは当然、取締役から独立し、専ら監査役の指示命令に従うものとする。

6. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制および報告した事を理由として不利な取り扱いを受けない事を確保するための体制

- (1)取締役および使用人は、監査役(会)に対して、法令の規定事項に加え、当社に重大な影響を及ぼす事項、コンプライアンス違反行為に関する報告、連絡、相談等の状況を速やかに報告する。
- (2)監査役に報告を行った取締役および使用人に対し、当該報告をしたことを理由とする不利益な取り扱いを行わない。

7. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、必要な費用の前払等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理する。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1)監査役全員が取締役会に出席するほか、常勤監査役は、社長以下役付取締役等のメンバーが出席する連絡会、その他重要会議に出席し、取締役の職務執行に対し厳格な監督を行い、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求める。
- (2)監査役は、当社の会計監査人から会計監査の内容について説明を受けるとともに、情報交換を行うなど連携を図る。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会的秩序や企業の健全な活動に悪影響を与える反社会的な活動、勢力との一切の関係を排除し、また、当該勢力からの不当な要求等には毅然とした態度で臨むことを基本方針としており、カネ美食品企業行動憲章の行動規範、行動指針においてその旨を定めてあります。

また整備状況については、対応統括部署を総務部とし、所轄警察、顧問弁護士、県企業防衛対策協議会等の外部の専門機関と綿密な連携関係をとり、反社会的勢力による経営活動への関与や当該勢力による被害を防止する体制を整えてあります。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、投資者への適時適切な会社情報の開示が、健全な証券市場の根幹をなすものであることを十分に認識するとともに、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を適切に行えるよう社内体制の充実に努めるなど、投資者への会社情報の適時適切な提供について真摯な姿勢で臨みます。

社内体制の状況については、業務本部担当取締役を適時開示の情報取扱責任者とし、情報開示責任部署を定め、総務部長、経理財務部長がこれを担当して情報開示責任者を補佐しております。

「決定事実に係る情報」について、情報取扱責任者は取締役会に出席し、取締役会で決議された重要事実について、各担当責任者とともに開示の要否の判断を行っております。

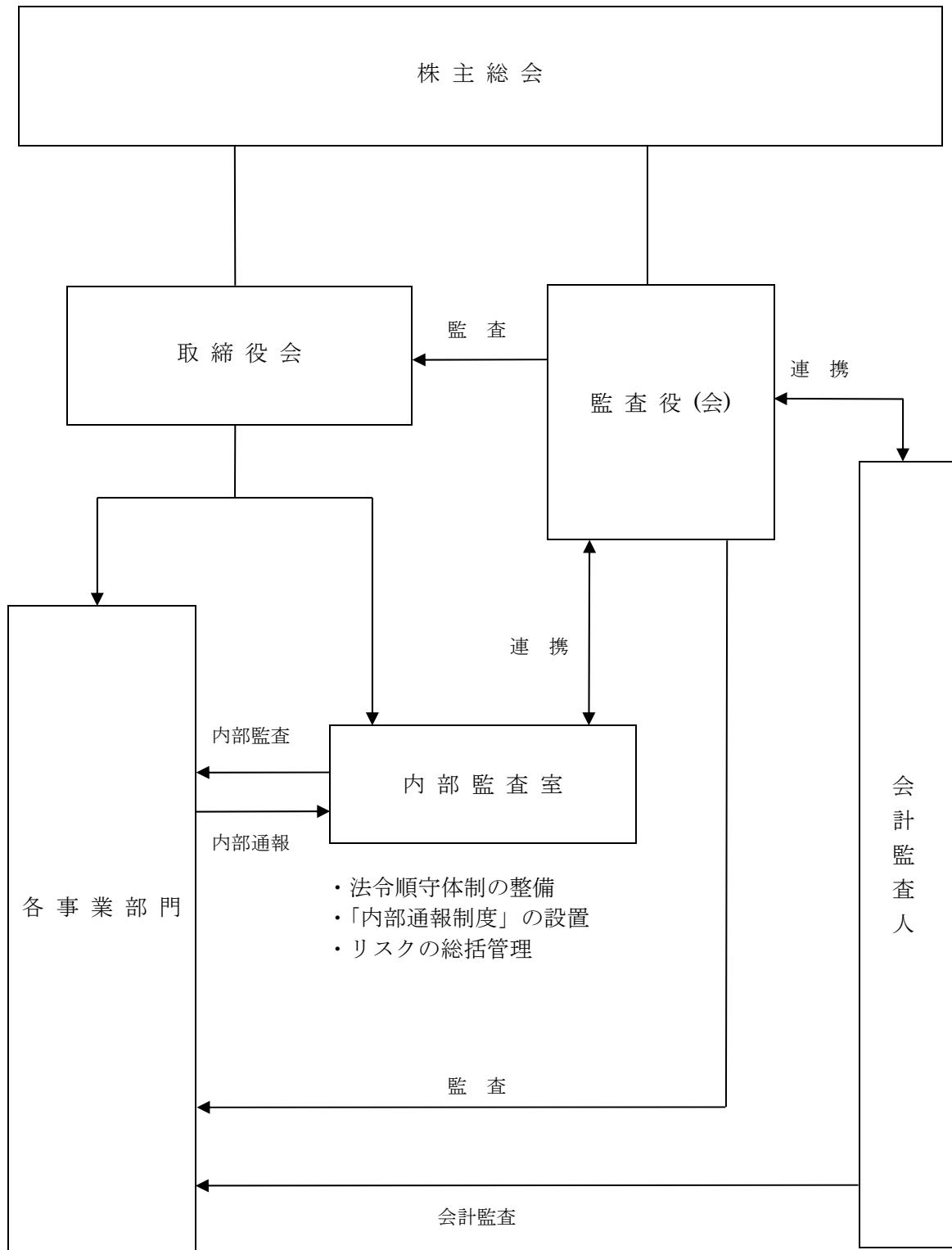
「発生事実に係る情報」については、各担当責任者から、適時総務部に報告されるほか、稟議書や契約書等の保管も同部署が管理しているなど、情報開示責任部署に集約されており、情報取扱責任者と連携することで情報を漏れなく掌握し、適時開示が遅滞なく実施されるよう図っております。

「決算に関する情報」については、経理財務部長が取りまとめ情報取扱責任者に報告し、代表取締役の承認または取締役会における承認後、速やかに開示を行っております。

開示を要する重要な会社情報と判断された情報については、情報取扱責任者の指示により、情報開示担当者がこれを適時開示しております。また、自社ホームページにおいても、情報取扱責任者により開示情報の掲載を行っております。

重要な会社情報の情報管理については、総務部が社内規程「内部情報管理規程」に基づき、情報の管理に努めるとともに、重要な会社情報を取扱う当社の役員及び各担当責任者に対し、適時開示の重要性の認識を徹底し、情報開示に係る内部管理体制の充実に努めています。

模式図



【適時開示体制の概要】

